

## 各府省庁補足説明資料

内閣府	P 1 ~ P 4
総務省	P 5 ~ P 6
文部科学省	P 7 ~ P 1 0
厚生労働省	P 1 1 ~ P 1 3
農林水産省	P 1 4 ~ P 1 8
経済産業省	P 1 9

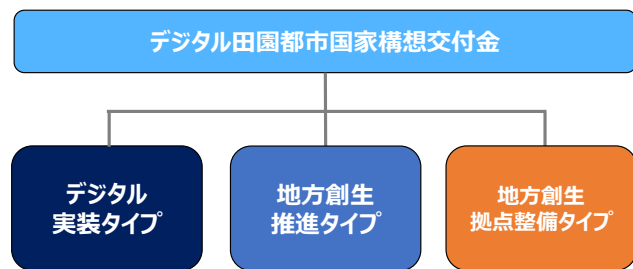
# デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和5年度概算決定額 **1,000.0億円**【うち**重要政策推進枠**100.0億円】  
（令和4年度予算額 1,000.0億円）

## 事業概要・目的

○ デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設した。

○ 5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携しつつ、政策分野横断的に支援を行うデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促進していく。



（注1）令和4年度第2次補正予算において、デジタル実装タイプ400億円、地方創生拠点整備タイプ400億円を措置。  
（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

## 事業イメージ・具体例

### ○主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

### 【地方創生推進タイプ】

- ・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組等（先駆型・Society5.0型：最長5年間、横展開型：最長3年間）

	1事業当たり交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆型3.0億円 横展開型1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆型2.5億円 横展開型0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市区町村	先駆型2.0億円 横展開型0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0型は都道府県・中枢中核都市・市区町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外。

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
  - 移住支援金の子育て世帯加算について、最大30万円から最大100万円に拡充。
  - 「デジタル人材の移住や就業」や、「デジタル技術を活用した起業」等を支援・促進。
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備
  - 施設の整備に併せて、クラウド型WEB監視システムの導入や施設情報・維持管理情報のデジタル化など、デジタル技術の活用・連携を促進。

### 【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

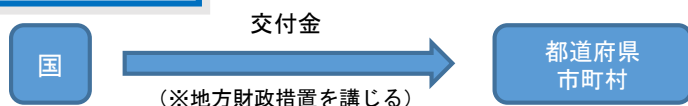
	都道府県	中枢中核都市	市区町村
1事業当たりの交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

※申請上限件数は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間（2023～2027年度）を通じて1事業。

### （民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○ 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

## 1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

## 2. 施策の内容

### ① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援します。

#### (1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

#### (2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、子育て支援パスポート、子育て支援情報の「見える化」支援 等

### ② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

- ・一般コース（補助率：1/2）

【対象世帯所得】400万円未満 → 500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：30万円 → 60万円

夫婦共に30～39歳：30万円

【参考】令和4年度第2次補正予算（概要） 90億円

#### ① 地域少子化対策重点推進事業

##### (1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）
- ・重点メニュー（補助率：2/3 → 3/4）

##### (2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）【新規】

##### (3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
- ・重点メニュー（補助率：2/3）

#### ② 結婚新生活支援事業

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

※対象世帯所得及び交付上限額は令和5年度当初予算案に同じ。

## 3. 実施主体等

### ① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

### ② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

## 1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

## 2. 施策の内容

### 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

## 3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等  
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

### 【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4  
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

令和5年度当初予算(案) 457億円 (453億円) ※()内は前年度当初予算額  
 + 令和4年度第2次補正予算 262億円

## 1. 施策の目的

- 保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 2. 補助金のメニュー

### 【対象事業】

#### I 保育人材確保対策 279億円(261億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】
- ④保育体制強化事業【拡充】
- ⑤保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【見直し】
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【一部補正・拡充】
- ⑪保育所等におけるICT化推進等事業【補正・見直し】
- ⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

#### II 小規模保育等の改修等 126億円(146億円)

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
  - ②小規模保育改修費等支援事業
  - ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
  - ④認可化移行改修費等支援事業
  - ⑤家庭的保育改修費等支援事業
  - ⑥認可外保育施設改修費等支援事業
  - ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業
- 【一部補正】

#### III その他事業 51億円(46億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【一部補正・拡充】
- ⑥新型コロナウイルス感染症に係る保育所等に対する事業継続支援事業(保育環境改善等事業)【補正】
- ⑦家庭支援推進保育事業【拡充】
- ⑧保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑨3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑩保育利用支援事業(予約制)
- ⑪医療的ケア児保育支援事業【拡充】
- ⑫保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業【拡充】
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業
- ⑰保育所等の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】

# 総務省における中心市街地活性化施策の概要

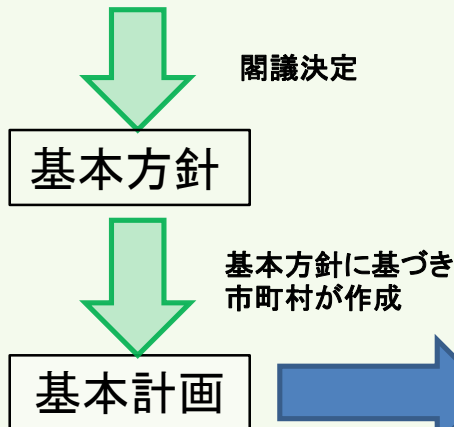
## 目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

## 支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



閣議決定

基本方針

基本方針に基づき市町村が作成

基本計画

内閣総理大臣認定

総務省の認定基本計画への支援措置

### ・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

### ・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

# 総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

## 中心市街地活性化ソフト事業

### ① イベント事業

### ② 講演会、シンポジウム等

### ③ 後継者育成研修事業

### ④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

### ⑤ 空き店舗対策事業

### ⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

## 中心市街地再活性化特別対策事業

### (1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備  
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備  
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備  
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

### (2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

# 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和5年度予算額(案)  
(前年度予算額)

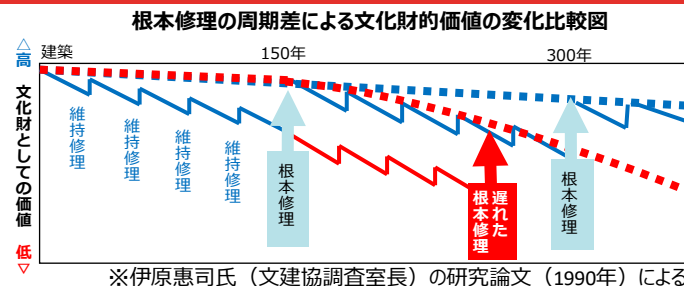
11,334百万円  
11,206百万円)



## 背景・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。



## 事業内容

### ● 補助対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理（近現代建造物）
- (5) 情報発信
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
- (8) 環境保全等

### ● 補助事業者：所有者、管理団体等

### ● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟  
半解体修理の様子（秋田県）

### 先端技術活用



ドローンを使用したSfM写真測量  
による3Dモデリングデータ



3Dレーザーキャナ  
による計測作業状況

### 文化財の公開活用



松城家住宅  
バリアフリー整備  
スロープの設置  
（静岡県）

### 修理機会を捉えた情報発信



修理現場公開の様子  
願興寺本堂（岐阜県）



パンフレット等  
による解説

### 周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

### アウトプット（活動目標）

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和8年
137件	161件

（年間の木造建造物の修理事業実施件数）

文化財の匠プロジェクト（令和3年12月24日 文部科学大臣決定）に基づく目標値

### アウトカム（成果目標）

修理周期の適正化（木造建造物）

現在の修理周期	適正な修理周期
維持修理 約40年	維持修理 30年
根本修理 約200年	根本修理 150年

### インパクト（国民・社会への影響）

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。



# 伝統的建造物群基盤強化

令和5年度予算額(案)  
(前年度予算額)

1,567百万円  
1,567百万円)



## 背景・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や街並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」(以下「重伝建地区」)に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

## 事業内容

- 補助対象事業
  - (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
  - (2) 修理・修景・公開活用整備
  - (3) 防災・耐震
  - (4) 買上
  - (5) 先端技術の活用
- 補助事業者：市町村
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

### 伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進	公開活用	先端技術の活用
<宮城県 村田町村田> 修景事業を実施した建造物	<福島県 下郷町大内宿> 防災事業で整備した放水銃	<栃木県 栃木市嘉右衛門町> 公開活用施設
		<静岡県 焼津市花沢> 石垣耐震補強のためのレーダー探査

### 文化の継承      地区の安全      地域の創生      観光の振興

#### アウトプット (活動目標)

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した地方公共団体の数

令和3年度	令和4年度 (令和4年6月現在)	令和5年度
108	106	118

#### アウトカム (成果目標)

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

#### インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

# 公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和5年度予算額（案） 687億円  
（前年度予算額） 687億円



令和4年度第2次補正予算額 1,203億円

## 背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

### 1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

### 2 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

### 3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

## 具体的な支援策

### ■ 制度改正：

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた改築・改修の補助率引き上げ（1/3→1/2）
- 断熱性が確保されている体育館への空調設置（新設）について補助率引き上げ（1/3→1/2）

### ■ 単価改定：

- 物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増 **対前年度比 +10.3%**  
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合  
R4:243,300円/㎡ ⇒ R5:268,300円/㎡

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

## 新しい時代の学校施設



避難所としての**防災機能強化**



バリアフリートイレの整備

激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館



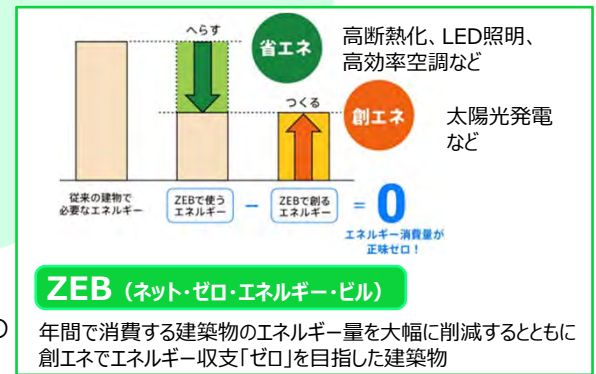
老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



## 国土強靱化

## 脱炭素化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



# 体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

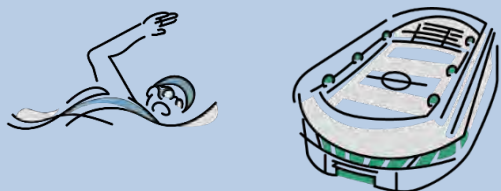
令和5年度予算額(案) : 3,600,000千円  
 (前年度予算額 : 3,603,971千円)  
 ※令和4年度第2次補正予算額 : 815,546千円



▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備(耐震化及び空調設備の整備等)
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

## スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

## 国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化(構造体・非構造体)
- スポーツ施設の空調整備

## 脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO<sub>2</sub>排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R5制度改正

- アドバイザリー経費を補助対象経費に追加

▶ 地域クラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、地域移行に資する施設について、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金により整備・改修(36億円の内1億円)を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 子どもや障害者をはじめとするスポーツをする場を整備することで、体力の向上・心身の健康、医療費の削減に繋がる。
- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ PFIの活用による体育・スポーツ施設整備の推進に寄与する。
- ✓ 地域クラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、部活動の地域移行に向けた環境整備を促進する。

# 医療提供体制施設整備交付金の概要

## Ⅰ 予算額

令和4年度予算額 令和5年度予算案  
 2,392,152千円 → 2,555,264千円

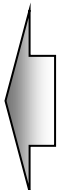
## Ⅱ 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## Ⅲ 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定



## 「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

## Ⅳ 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外  
 注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公 的	民 間	独 法	調 整 率	補助対象事業《メニュー区分》	公 的	民 間	独 法	調 整 率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治療施設	○	○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室	○	○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)	○	○	○	0.33					
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

## V 調整率

調整率 0.5、0.33

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額

45億円

(令和3年度補正予算 85億円)



令和5年度予算案

45億円

(令和4年度補正予算 99億円)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



令和5年度当初予算案 1,933億円（1,928億円） ※（）内は前年度当初予算額

令和3年度予算額 : 1,942億円  
交付決定額 : 1,765億円（執行率90.9%）

## 1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

## 2 事業費・財源構成

### 事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

#### 【事業費の上限】

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

#### ② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

### 財源構成

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

#### ② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

## 3 実施主体・事業内容等

### 実施主体

市町村

### 事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

#### ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、  
介護予防ケアマネジメント

#### イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、  
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

#### ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、  
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、  
地域ケア会議の開催

### ③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

## 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

### 事業の概要

都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

#### <特徴>

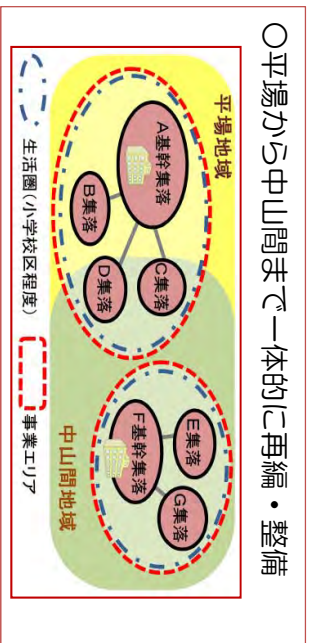
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

### 事業メニュー

区分	事業種類	事業内容	
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備	
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備	
	(3) 厩場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備	
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備	
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備	
	(6) 宮土	農用地につき行う宮土	
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備	
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備	
	農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
		(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
		(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
		(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
		(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
		(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等の施設の整備
(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）		農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備	
(8) 集落環境管理施設整備		農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備	
保安全管理等整備	(9) 交流施設基盤整備(中山間のみ)	多目的広場等や附帯する施設の整備	
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システム等の整備	
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備	
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備	
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備	
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備	
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備	
	(16) 歴史的土壌改良施設保全整備	歴史的土壌改良施設の補強等の保全整備	
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備	
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合	
	(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備	
	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備	
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転	
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備	
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備	
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備	
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備	
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備	
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合	



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
    - └ 集落基盤再編型
    - └ 中山間地域総合整備型
    - └ 農地環境整備型
    - └ 実施計画策定型



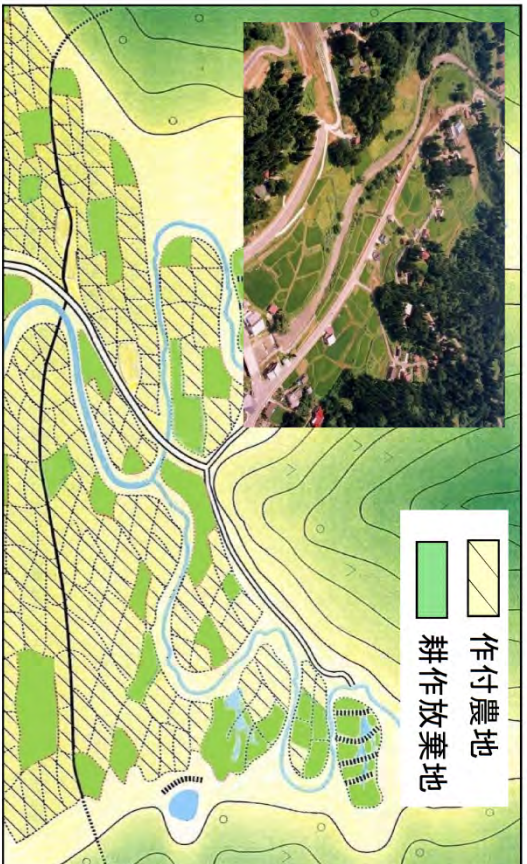
- ＜交付先等＞
- 集落基盤再編型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
    3. 交付率：1/2等
  - 中山間地域総合整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
  - 農地環境整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能



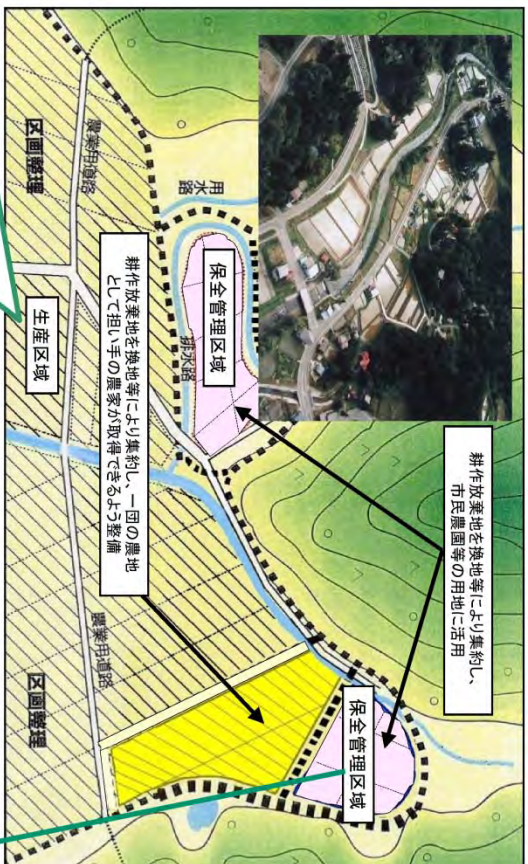
## 「農地環境整備型」実施イメージ



耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )

・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保全管理区域」(凡例: )

・保全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

# ○ 食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和5年度予算概算決定額 12,052（12,566）百万円の内数】

**<対策のポイント>**  
卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

**<事業目標>**

- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 共同物流拠点における入荷時のトラックの積載率と比較して、出荷時の積載率を10%以上向上

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
---------	----------







**1. 卸売市場施設整備**

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大、食料安全保障に対応した生鮮食料品等の流通を実現するため、

- ① 品質・衛生管理の強化
- ② 物流業務の効率化、省力化
- ③ 保管調整機能の強化
- ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
- ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保

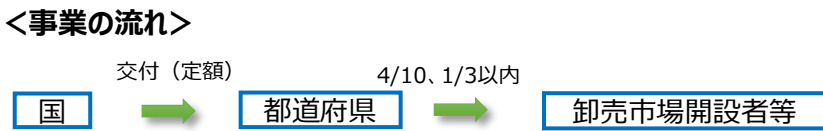
等に資する**卸売市場施設の整備**を支援します。

**1. 卸売市場施設整備**

<p>【温度管理、貯蔵保管機能の強化】</p>  <p>需要に対応した大小の定温施設</p>	<p>【効率・衛生的な荷下し・荷積み環境】</p>  <p>全天候型で、左右どちらにも荷下し可能な中央通路</p>	<p>【場内物流の効率化】</p>  <p>効率的な施設配置とレイアウトの自由度が高い売場</p>	<p>【買受人、実需者の利便性の向上】</p>  <p>温度管理に対応し、効率的に作業できる買荷保管積込所</p>
 <p>大規模流通に対応した保管施設</p>	 <p>外気の影響を受けないドックシェルター</p>	<p>場内作業の自動化</p>  <p>多段移動台車 棚上搬送ロボット</p>	<p>【防災機能の強化】</p>  <p>非常用電源</p>

**2. 共同物流拠点施設整備**

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのための**ストックポイント等の共同物流拠点施設の整備**を支援します。



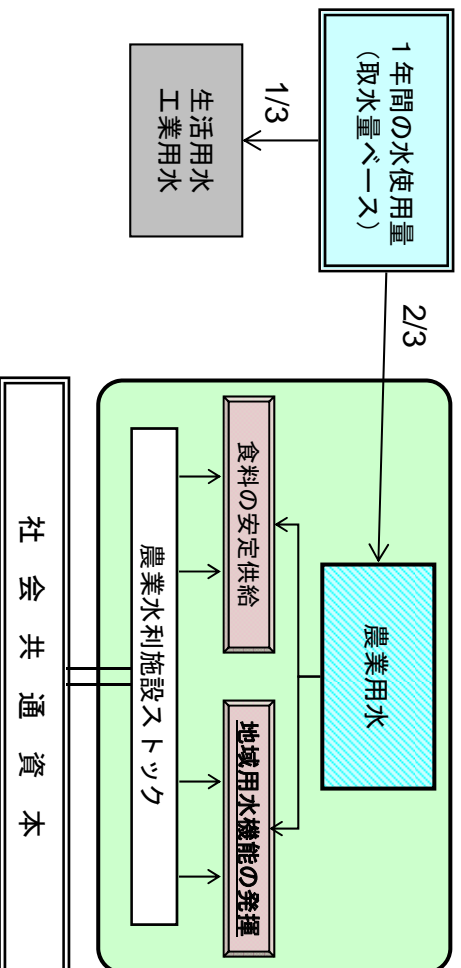
## 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現状)

- ・農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背景)

- ・農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



▶ 農業水利施設の適切な安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能(地域用水機能)の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

# 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

令和5年度予算案額 **3.5 億円** ( 4.6 億円 )

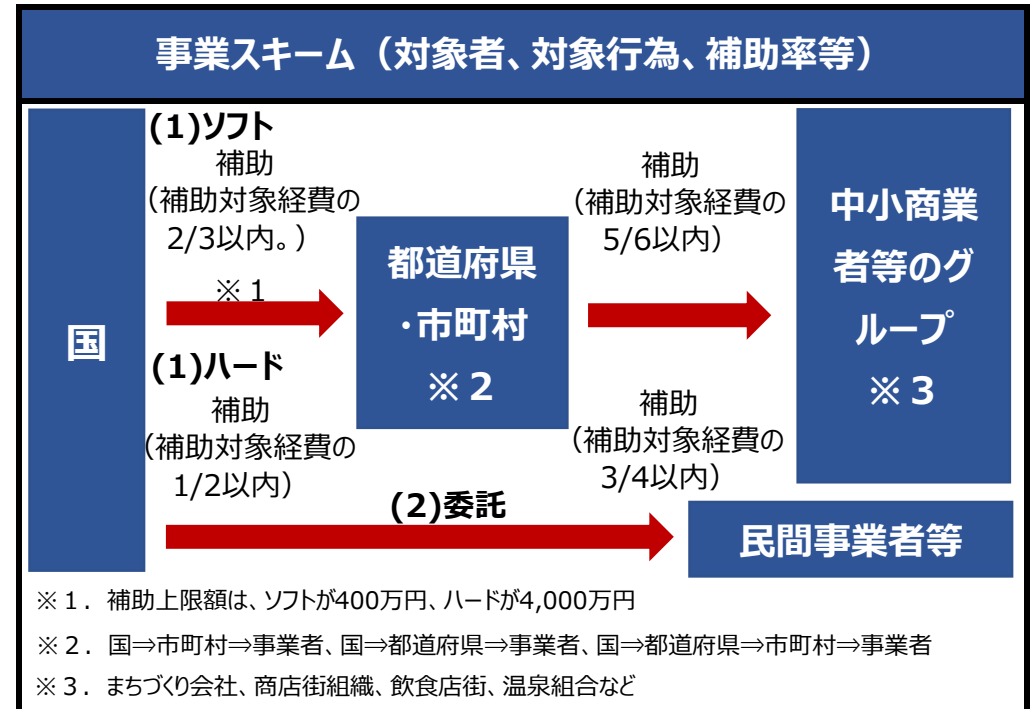
### 事業の内容

**事業目的**  
 中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業に対して、国と地方公共団体が協調して支援を行うとともに、テナントミックスの実現に向けた体制の構築やまちづくり人材の育成を支援することで、商業集積地の賑わい創出と地域の持続的発展を促進します。  
 ※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築することを指す。

**事業概要**

(1) 地域商業機能複合化推進事業  
 【ソフト事業】AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップによる消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。  
 【ハード事業】最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業  
 地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を行うとともにまちづくり人材の育成を実施します。



### 成果目標

商店街等において最適なテナントミックス等に取り組む推進体制を全国1,700の地域で構築します。